

宇部市 市民のための医療情報紙 **秋号** VOL.12

在宅医療だより

発行
一般社団法人 宇部市医師会
【在宅医療提供体制充実支援事業】
〒755-0072 宇部市中村三丁目12番54号
TEL 21-5437 FAX 21-2717
URL: https://ube-med.com/

宇部市健康福祉部
高齢福祉課
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
TEL 34-8303 FAX 22-6026
URL: https://www.city.ube.yamaguchi.jp

医療

看護

在宅で利用するにあたって



在宅サービスの利用で大切なのは上手く予定を立てることです。

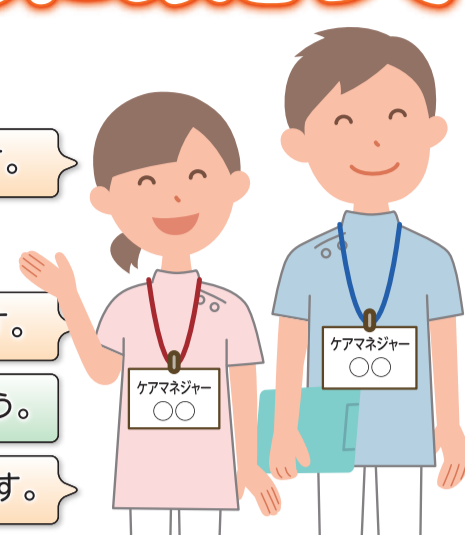
本人の状態や家族の状況によって希望に沿えるように調整します。

本人、家族が安寧に生活することが目的であり、目標です。

医療、看護、介護を組み合わせる計画します。

イメージしやすいように、Aさんの週間サービス計画表を例にとってみましょう。

今回は医療、看護、次回は介護についてご紹介します。



医療

「訪問診療」と「往診」の違い
計画的に診察すること
⇒ 訪問診療
予定外で診察すること
⇒ 往診
定期的に診察していることが大切です。



訪問診療

- 定期的にお伺いします。
- 診察し、健康状態を確認します。
- 薬の処方します。
- 生活や療養の相談、指導をします。
- 必要に応じて処置したり、点液を指示したりします。



訪問歯科

- むし歯、歯周病などの治療をします。
- 入れ歯の作製、修理をします。
- 口の中をキレイに保つために口腔ケアをします。
- 歯や歯周など口の中や入れ歯の状態をチェックする検診をします。
- 誤嚥性肺炎の予防や食べる楽しみの回復など、口腔機能のリハビリテーションをします。

訪問薬局

- 処方された薬を届けます。
- 一酸化や粉砕化など飲みやすい調剤をします。
- 薬について分かりやすく説明します。
- 薬の使用状況、効果や副作用、体調や生活状況などを確認します。
- 薬カレンダーや薬箱を利用して、飲み忘れのない工夫を一緒に考えます。



看護

A様 週間サービス計画表

時間	月	火	水
4:00			
6:00			
8:00			
10:00	訪問リハビリ		
12:00		デイサービス	
14:00	訪問看護	訪問入浴	訪問看護
16:00			
18:00			
20:00			
22:00			
24:00			
2:00			

訪問リハビリ

- 寝返る、起き上がる、立ち上がる、座る、歩くなど体を動かす基本的な動作の訓練をします。
- 食事、着替え、排泄、入浴、移動などの日常生活動作の訓練をします。
- 言語機能、嚥下機能など低下している身体機能の訓練をします。
- 環境整備、福祉用具の選定や活用方法のアドバイスをします。
- 日常生活での工夫、介助や介護の方法を家族に指導します。

訪問看護

- 健康状態を観察し、病状の悪化防止、回復を目指します。
- 療養生活の相談とアドバイスなどをします。
- スキンケア、リハビリテーション、服薬管理などをします。
- 医師の指示で床ずれの予防、処置や点滴、注射などの医療行為をします。
- 相談、生活や療養の指導など家族への支援をします。

個別避難計画を作成して、災害に備えよう!!

あらかじめ避難の仕方をご本人やご家族等で決めておくことで、災害時に慌てずに避難行動をとることができます。



個別避難計画とは

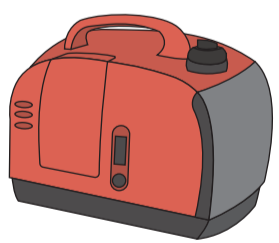
- 対象** 高齢者や障害者などで、災害時に一人では避難することが困難な人(避難行動要支援者)
- 内容** 「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するときどのような配慮が必要になるか」などを災害に備えてあらかじめ作成しておく、お一人おひとりの避難行動計画のこと。どなたでも作成することが可能。

作成方法

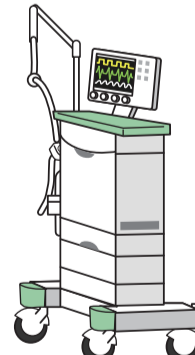
- 1 個別避難計画の作成は、ご本人及びご家族の同意により作成を開始します。
- 2 計画の作成にあたっては、ご家族以外に、必要に応じて福祉専門職(ケアマネジャー、相談支援専門員)と一緒に、具体的な計画を作成していきます。
- 3 地域(自治会、民生委員、自主防災会)の方々にもご協力をいただいで、計画を作成することもできます。

※作成にあたって、個人情報の取扱いには細心の注意を払って行います。

問い合わせ **宇部市地域福祉課** 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 TEL(0836)34-8325 FAX(0836)22-6026



人工呼吸器用の非常用電源を給付します



在宅で人工呼吸器を使用する障害者や難病患者が、災害などによる停電時にも人工呼吸器を使用できるよう、非常用電源を給付します。

- 対象者** 下記要件を全て満たす方
- 1 宇部市内に居住
 - 2 在宅で人工呼吸器を使用
 - 3 呼吸器機能障害3級以上または難病患者*
- *障害者総合支援法の対象疾患となる難病の患者

- 申請方法** 下記の書類を揃えて障害福祉課に申請
- 1 身体障害者手帳または指定難病の受給者証
 - 2 納入業者**による見積書
 - 3 対象品目の概要が記載された文書(カタログ、ウェブサイトの印刷など)
- **宇部市に代理受領の請求が可能な業者に限りです

- 対象品目** 人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー、家庭用蓄電池、DC/ACカーインバーターなど

- 給付方法** 市から届いた給付券を納入業者に渡して自己負担額を支払い、品物を受取り

- 給付額** 上限10万円(超過部分は自費)

- 注意事項**
- 宇部市日常生活用具給付事業として、実施しています。
 - 本人や扶養者の所得によっては、給付を受けられないケースがあります。
 - 非常用電源の収納ケースや、点検、整備、設置、修理等の費用は対象外です。
 - 劣化等による再給付は、前回申請から5年経過以降に可能です。

- 自己負担** 給付額の1割 (生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は負担なし)

問い合わせ **宇部市障害福祉課** 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 TEL(0836)34-8314 FAX(0836)22-6052